

**innoventier弁護士法人イノベンティア**

企業法務相談室

第49回  
弁護士 増田 こうじ 昂治

2012年中央大学法学部卒業、2013年司法試験予備試験合格、2014年慶應義塾大学法科大学院修了、同年司法試験合格。2015年に弁護士登録(第二東京弁護士会)をし、2019年4月から弁護士法人イノベンティアに勤務。主に、知的財産法務、訴訟・紛争解決、広告・表示規制、M&Aその他企業法務に携わっている。

# アフィリエイト広告と表示規制

の内容に問題があつた場合、当社にはどのような問題が生じるでしょうか。その場合、悪いのはアフィリエイターであつて、当社には責任がないのではないかと思うのですが…。

## 今回のご相談

当社は健康食品メーカーなのですが、アフィリエイト広告の内容が虚偽・誇大なものであった場合には、仮に当該アフィリエイト広告を作成したのがアフィリエイターであつても、広告主が景品表示法に基づく行政処分を受ける可能性があります。

他方、アフィリエイターについては、景品表示法上の行政処分の対象となることはありませんが、健康増進法や薬機法に定められたアフィリエイターもその適用を受け、刑事罰等の罰則を課されるおそれがあります。

表示規制については、広告主だけでなく、アフィリエイターもその適用を受け、刑事罰等の罰則を課されるおそれがあります。

このように、広告の作成者が自社商品の宣伝をしたい者(広告主)ではなく第三者(アフィリエイター)である点、及び、取引の流れが「広告主→ASP→アフィリエイター」となっている点が、アフィリエイト広告の特徴です。

広告主	ASP	アフィリエイター
消費者に対する商品等を提供する事業者。ASPとの間でアフィリエイトサービスに関する契約を締結する。	アフィリエイターに対してアフィリエイト広告を掲載するためのシステムを提供する事業者。広告主との契約の他、アフィリエイターとの間でパートナー契約を締結する。	アフィリエイトサイトに掲載して報酬を得る。

## 回答

(一) 登場人物  
アフィリエイト広告は、インターネット広告の一つで、例えば、ニュースサイトで「PR」と表記された記事風の広告がこれに該当します。アフィリエイト広告では、「広告主」、「ASP」及び「アフィリエイター」が代表的なプレイヤーとして登場し、それぞれ表記載の役割を有しています。

(二) アフィリエイト広告の仕組み  
アフィリエイト広告には、広告主が提供する商品等の宣伝文句が記載され、広告主のウェブサイトへのリンクが貼り付けられます。一般的に、消費者が当該リンクをクリックして広告主のウェブサイトを訪問した上で広告主の商品等を購入すると、その実績に応じて報酬を得ます。

(二) 広告主が責任を負うこと  
景品表示法上、優良誤認表示(同法五条一号)又は有利誤認表示(同法二号)に該当する表示、要するに、虚偽・誇大な広告をする行為は、措置命令(同法七条)や課徴金納付命令(同法八条)の対象となります。そのため、アフィリエイト広告では、広告内容はアフィリエイターにお任せということもあり得るかと思いますが、もしアフィリエイターが作成したアフィリエイト広告

(一) 行政処分を受けることはありません。  
(二) 実際の事例  
従前、表示内容の不当性につき問題視されながらもなかなか法執行が進まなかつたアフィリエイト広告ですが、二〇二一年三月三日、とうとう消費者庁が初の措置命令を行いました。

この事案では、あたかも使用するだけで短時間で薄毛が改善されるなどの発毛効果が得られるかのように表示していた育毛剤のアフィリエイト広告が優良誤認表示に該当すると判断され、その結果、広告主が措置命令を受けました。

この事案では、あたかも使用するだけで短時間で薄毛が改善されるなどの発毛効果が得られるかのように表示していた育毛剤のアフィリエイト広告が優良誤認表示に該当すると判断され、その結果、広告主が措置命令を受けました。

(二) 広告主が責任を負うこと  
景品表示法による表示規制に加えて、薬機法には医薬品等に特化した表示規制が、健康増進法には食品に特化した表示規制が存在します。具体的には、薬機法では、医薬品等に関する虚偽・誇大広告(同法六六条)、未承認の医薬品等の広告(同法六八条)等が禁止され、また健康増進法では、食品に関する誇大表示が禁止されています(同法六五条)。

これらは、前述した登場人物のうち誰が「虚偽・誇大な広告を行つた者」、つまり表示主体に該当するのでしょうか。不當表示の禁止・不当表示をした事実の公表等(措置命令)や、課徴金の支払い(課徴金納付命令)を命じられる可能性があります。それでは、アフィリエイト広告においては、前述した登場人物のうち誰が「虚偽・誇大な広告を行つた者」、つまり表示主体に該当するのでしょうか。不當表示の禁止・不当表示をした事実の公表等(措置命令)や、課徴金の支払い(課徴金納付命令)を命じられる可能性があります。

この点について、景品表示法では、自ら表示内容を決定した事業者のみならず、他の事業者に表示内容の決定を委ねた事業者も、表示主体に該当すると解釈されています(ペイクルーズ事件判決)。そのため、確かに、アフィリエイト広告を作成したのは広告主ではなくアフィリエイターですが、広告主もアフィリエイト広告の表示主体に該当し、措置命令や課徴金納付命令を受けることになるのです。

これに対し、景品表示法上の不当表示規制が及ぶのは「自己の供給する商品又は役務の取引」(同法五条柱書)に関する表示に限られます。そのため、商品等の供給主体ではないアフィリエイターについては、アフィリエイト広告の表示主体ではあるものの、同法上

(二) 実際の事例  
薬機法違反のアフィリエイト広告については、近年、摘発の動きが活発化しています。例えば、二〇二〇年七月二〇日、健康食品につけ肝臓疾患の予防効果等を謳つたアフィリエイト広告について、広告主、広告代理店及びその下請けの担当者や代表者の計六名が、薬機法六八条違反の容疑で逮捕されました。また、直近では、二〇二一年三月一七日、健康食品につき痛風や糖尿病に効くという効果効能を謳つたアフィリエイト広告を作成したアフィリエイターが薬機法六八条違反で書類送検されたことが報道されました。

実際、現在、消費者庁はアフィリエイト広告に関する大規模な実態調査を実施しており、早ければ今年の夏ごろにもその報告書が公表される予定ですが、これまでの経緯を見る限り、アフィリエイト広告業界にとつて厳しい運用は過去のものになりつつあります。前述のとおり、不当なアフィリエイト広告に関する虚偽・誇大広告(同法六六条)、未承認の医薬品等の広告(同法六八条)等が禁止されています。アフィリエイト広告の利用自体が悪といふことはありませんが、万が一にも不正なアフィリエイト広告に関与してしまわないよう、管理体制をしっかりと構築した上で、計画的なご利用をおすすめします。